

2019年7月9日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 527

何をいつまでに どうする—

学校法人と働き方改革

～ 改革関連法の徹底理解／私学にとっての実務対応 ～

7月30日（火）開催

ご参画・ご派遣のお願い

働き方か働かせ方か、休み方か休ませ方か、まずは、雇用者側と労働者側にとって、ここが問題。そして、非正規の増大、雇用の短期間・流動化による就業構造変化と雇用ミスマッチは、労働市場と社会状況を益々、不安定化しております。しかし、一人ひとりの個人にとって、働きがいと生きがいの重なる「時間と場」の拡がりは一層大切なものといえましょう。

今次の働き方改革関連法は、「それぞれの事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現」を政策目標に掲げ、「長時間労働の是正」「同一労働同一賃金」を実現すべき2大施策としております。関連する法律としては、雇用対策法、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、労働契約法、労働者派遣等の改正等がなされました。

既に、厚労省・都道府県労働局からは、関連する政令・省令・告示・公示、ガイドライン(指針)や通達等が多数、公表されPRしています。各大学法人の担当理事・部課長各位におかれては、実務対応の規程等改正や具体方策づくりにご精励のことと拝します。

小会においても、先週4日(木)に「働き方改革の経営責務と具体展開」セミナーを開催し、大学法人の理事長・理事・総務部長・研究者の立場からの理念と実務にわたる論点整理と具体的な経験談・最新事例報告をいただき、貴重な情報交流の場となりました。

さて、本セミナーでは、お2人の弁護士をお招きし、改革関連法の詳解による徹底理解と学校法人にとっての実務対応について論展いただきます。

第1講の近藤 圭介氏(TMI総合法律事務所)からは、働き方改革の背景・目的、改革関連法における「長時間労働の抑制」「同一労働同一賃金法制」「多様で柔軟な働き方の促進」についての要点解説と事業主にとっての留意事項を講義いただきます。

第2講の岩田 周氏(TMI総合法律事務所)からは、学校・大学・病院の特殊性、学校法人における教員・職員・大学病院の対応等と取り組み事例について、ご報告とご提案をいただきます。